

第二十六回 参議院建設委員会會議録第三十三号

昭和三十三年五月十五日(水曜日)午後三時四分開会

委員の異動

本日委員井上清一君辞任した。

出席者は左の通り。

委員長 中山 福藏君

理事 西田 信一君

委員 田中 一君

稲浦 鹿藏君

小山邦太郎君

高藤 昇君

中野 文門君

内村 清次君

大河原 一君

坂本 昭君

北勝太郎君

村上 義一君

政府委員

経済企画庁 開発部長 植田 俊雄君

建設大臣官房長 柴田 達夫君

建設省計画局長 町田 稔君

建設省河川局長 山本 三郎君

建設省道路局長 富樫 凱一君

事務局側 常任委員 武井 篤君

会専門員 武井 篤君

本日の会議に付した案件

○下水道事業費国庫補助に関する請願 (第三六一号)

○小都市の土地区画整理事業費国庫補助に関する請願(第六〇六号)

○都市施設整備街路事業山形県天童温泉線事業認可に関する請願(第六四〇号)

○熊本市大江町大江小学校通り十字路開通促進に関する請願(第一五〇三号)

○山形県県道大山酒田線中新川橋の永久橋架替に関する請願(第一二二二号)

○山形県神町、谷地町間県道の舗装に関する請願(第二七〇号)

○滋賀県八日市、三重県四日市両市間道路改良工事促進に関する請願(第三九九号)

○建設産業の擁護発展に関する請願(第六二二二号)

○九州横断道路早期実現促進に関する請願(第五五六号)

○東北開発促進法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(中山福藏君) たいだいまより委員会を開会いたします。

まず請願、計画局に関するもので第三百六十一号、下水道事業費国庫補助に関する請願を議題に供します。まず武井専門員から、本請願の趣旨について御説明願います。

○専門員(武井篤君) これは、下水道事業に対する国庫補助金は、失業対策事業のワケをもって交付されるため、事業執行上きわめて支障が多い状態であるから、下水道建設事業に対する国庫補助金の改善方につき審処せられたという請願であります。

○委員(中山福藏君) それでは政府側の御所見をお述べをいただきます。

○政府委員(町田稔君) 下水道事業につきましては、従来特別失業対策事業としてのみ実施をいたしておりました。が、三十二年度から公共事業費も加わりまして、国庫補助をすることになった。将来もこの請願の趣旨に沿いまして、努力をいたして参りたいと考えております。

○委員(中山福藏君) それでは御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○田中一君 採択するのが適当と考えます。

○委員(中山福藏君) 他に御発言がなければ、本件はいかが取り計らいましょうか。採択に御賛成でございますか。――それでは本請願は採択することに決して御異議ございませんか。

○委員(中山福藏君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたします。

○委員(中山福藏君) 次に、第六百六号、小都市の土地区画整理事業費国庫補助に関する請願。

○専門員(武井篤君) これは、土地区画整理は小都市発展上重要な事業であるが、地方公共団体においては苦しい財政の中から事業費を支出しているため、遅々として進まないのが実情である。現行土地区画整理法には特定の場

合のみ補助規定が設けられているが、小都市で行う整理事業に対しても補助できるように法の改正をはかれないか、という趣旨であります。

○委員(中山福藏君) 本件につきましては、政府側の御所見をお述べをいただきます。

○政府委員(町田稔君) 土地区画整理事業につきましては、一定の場合を限って補助ができるようになっております。が、それは事業の種類を区別いたしておるのでございまして、都市の大小によつての区別ではございません。で、現行法によりまして、すでに小都市に対しても国庫補助が可能でございまして、法規の改正は必要でない、というふうな考えをしております。

○委員(中山福藏君) 御質疑のおありの方は御発言を願います。

○田中一君 これはちよつと町田君に伺いますがね。現行法でいわゆる都市の大小には一向関係がないと言われども、どこに違いがあるのです。この請願の趣旨というものは、区画整理の条件といいますが、あるいは目的ははっきりしてはいますが、その何というが、原因に補助金の差異があるというのですか。

○政府委員(町田稔君) 土地区画整理法第三条第三項の規定によつて施行する土地区画整理事業につきましては、同法の第二百二十一条で国庫補助の道が開かれておりますが、その国庫補助のできます場合は、地区内の道路、公園等公共施設の新設もしくは変更が大規

模であると認められる場合には国庫補助ができるとなっております。都市の大小と関係ございません。ただ大規模な公共施設の新設もしくは変更というのは、どうしても重要都市に多く行われると思ひます。

それからなお従来土地区画整理事業につきましては、この規定がありますにもかかわりませず、実際は戦災復興とか、火災復興等の場合に主として国庫補助がなされたという実情でございまして、予算がむしろ十分ないので、小さい都市まで及ばないという実情でございまして。

○田中一君 いや、しかしそういうことでは、災害があつた方がいんだという一つの思想を植へつけることになるわけですね。むしろ必要に応じて事業主体者は区画整理をやろうという意思をもって建設省の方に補助金の申請をするわけなんです。が、そうすると、それならばいたずらにそうした事業を起さない方がいいということになるのです。従つて、非常にあまいな法律の規定じゃないかと思うのです。規模を示すなら規模、それを政府の認定でもつてきめるといふような形は、事業を促進しないといふことになつてしまふと思ひます。その点は実例はどうなっておりますか。

○政府委員(町田稔君) 現在区画整理事業といつたしまして補助をいたしておりますのは、戦災復興の場合と、それから火災復興の場合、それから三十一年度から新たに都市改造の場合に国庫

補助をいたしております。そして、都市改造はわずかに全国で四カ所でございます。東京の五反田、八重洲口、それから福岡の博多駅、それから第二阪神国道、この四カ所に限られております。それ以外に、規定がありますのかかわりませう、土地区画整理のための補助は全然ないわけです。それだけなんです。それで今後土地区画整理につきましても補助をできまうに、財政当局と将来におきまして交渉して参りたい、努力をいたして参りたいこう考えております。

○田中一君 熱海市はもうこれは火災のための区画整理事業だと思つて、従つて、熱海市の火災のときの事業費に対しては補助はどうなつておつたか。これは一連の区画整理だと思つては、

○政府委員(町田君) 熱海の場合にも、火災復興につきましても補助をいたしまして、もうだいたいは終了いたしております。

○田中一君 そうしますと、これは熱海市の請願でありますから、これに関連する焼失区域以外の事業ということなす。

○政府委員(町田君) 熱海の場合、この請願の趣旨は火災復興以外の場合を対象としての請願と思つて、

○田中一君 財政の措置ができれば、この請願は受けてよろしいということですが、政府としても、将来をいう面まで何とか予算を計上したいという意向があるわけですね。従つて、これは採択しても、あなたの方では差しつかえないわけですね。

○政府委員(町田君) 財政的措置ができましたら、小さいところにもやり

たいと思つて、請願の趣旨では、法律を改正する必要があるように書いてございませう。その点はないと思つて、このように考えております。

○田中一君 保留。
○委員(中山福蔵君) それでは本請願は保留ということに決して御異議ございませうか。いかがですか。

○委員(中山福蔵君) 御異議ないと思つて、よつてさう決定いたしました。

○委員(中山福蔵君) 次に第六百四十号、都市施設整備部街路事業山形県天童温泉線事業認可に関する請願を議題に供します。

○専門員(武井君) 申し上げます。これは山形県の天童の駅から鎌田というところ、天童温泉のあるところに行く道路なんです。現在、この線は都市計画街路として決定はされておるんですが、実はそれができておらずに、県道の天童鎌田線という非常な幅の狭い、曲折している道がこの交通をしてゐるわけなんです。非常に危険である。それからまた、天童という道が南北に長く走る道なので、東西温泉、天童公園などの観光資源が生きてこない。それでこの都市計画街路の整備を早くやつてもらいたい。それから三十二年度から事業認可をしてもらいたい。こういう請願であります。

○委員(中山福蔵君) 本件について政府側の御所見をお述べ下さい。

○政府委員(町田君) 本件につきましては、三十二年度から予算措置を講

ずる予定でございます。

○田中一君 採択すべきものと思つて、

○委員(中山福蔵君) それでは採択することに決して御異議ございませうか。

○委員(中山福蔵君) 御異議ないと思つて、よつてさう決定いたしました。

○委員(中山福蔵君) 第五百三十三号、能本市大江町大江小学校通り十字路開通促進に関する請願を議題に供します。

○専門員(武井君) これは能本市の味喰天神電通から市立白川病院前を経由して、明子橋に至る道路のうち、大江小学校通り四又路左右約百五十メートルの未開通部分のため、本地の発展が阻害されてゐるが、本道路の開通は水前寺方面から上通町に至る最短道路となるばかりでなく、産業道路との連絡もつき、本地区一帯の発展が期待できるから、三十二年度予算によつて本道路の開通をはかられたい、こういう請願であります。

○委員(中山福蔵君) 次に、本件について政府側の御所見をお述べ下さい。

○政府委員(町田君) 本路線につきましても、三十二年度より予算措置を講ずる予定でございます。

○田中一君 採択すべきものと認めま

○委員(中山福蔵君) 本件は採択するということに決して御異議ございませうか。

○委員(中山福蔵君) 御異議ないと思つて、よつてさう決定いたしました。

○委員(中山福蔵君) 御異議ないと思つて、さう決定いたしました。

○委員(中山福蔵君) 次に、それは道路局関係の問題につきまして御審議を願ひます。第五百五十二号、山形県県道大山酒田線中新川橋の永久橋かけかえに関する請願を議題に供します。

○専門員(武井君) これは、県道の大山酒田線は、秋田県から新潟県に通ずる沿海路線として非常に重要な路線であります。そして交通量は一級国道七号線に匹敵するのであります。けれども、この路線中の新川橋が木橋のため、昭和十五年以来流失したり沈下しに會つて六回、非常に地方住民に与える経済的損失はかり知れないものがあるから、すみやかに永久橋にかけかえてくれと、こういう請願であります。

○委員(中山福蔵君) 本件について政府側の御所見をお述べ下さい。

○政府委員(宮澤一君) この新川橋につきましても、今年度から着工をいたします。

○田中一君 採択すべきものと考えま

○委員(中山福蔵君) 本件は採択することに御異議ございませうか。

○委員(中山福蔵君) 御異議ないと思つて、さう決定いたします。

○委員(中山福蔵君) 次に、第七十号、山形県神町、谷地町間県道の舗装に関する請願を議題に供します。

○専門員(武井君) これは、山形県の神町と谷地間の県道が、近年の交通量の増大に伴つて非常に悪化してゐる

ので、これを早く舗装してくれと、こういう請願であります。

○政府委員(宮澤一君) この線につきましても、三十二年度から舗装の事業を着工いたします。

○田中一君 採択すべきものと認めま

○委員(中山福蔵君) 本件は採択することに御異議ございませうか。

○委員(中山福蔵君) 御異議ないと思つて、さう決定いたします。

○委員(中山福蔵君) 次に、第九十九号、滋賀県八日市、三重県四日市間市間道路改良工事促進に関する請願を議題に供します。

○専門員(武井君) これは、滋賀県の八日市から鈴鹿山脈の石榑峠を越えまして、三重県四日市に至る四日市線、いわゆる江勢道路の問題であります。石榑線の方は三重県側から、それから彦根、桑名線というのと共願の形でなつておるものであります。そこで石榑線の方は三重要側から、それから彦根、桑名線の方は滋賀県側から、それぞれ毎年若干の改修費をもつて着工しておるわけですが、これを早くやつてもらいたいと、特に鈴鹿峠が、冬季は非常に積雪とか結氷のために交通が困難になりますので、この石榑線の方を早くやつていただきたい、こういう請願であります。

○委員(中山福蔵君) 本件について政府側の御所見をお述べを願ひます。

○政府委員(宮澤一君) ただいま御説明のございましたように、江勢線といたしまして、石榑線と鞍掛線がございます。おのおの従来改良を進めてきたのであります。石榑線につきましては、一応三十一年度で完了いたして

おるのでありますが、自後の改良が残つておるわけでありませう。ただ、この並行した二本の線を同時に着工するわけには、予算の都合でなかなか参りませんので、どちらか一つを有料道路で実施したならばどうかという事か、たゞいま検討中でございます。いずれか一方が有料道路になりますれば、他の一方は公共事業費によつて改良するという事に計画したいと考えてございます。

○田中一君 滋賀県側の方が有料道路になるのですか。それとも三重県側の方が有料道路になるのですか。それとも半分々々になるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) これは並行して、片一方は八日市と四日市をつなぎます。もう一方の方は彦根と桑名をつなぐわけでありませう。でありますので、有料道路にする場合には、どちらか一本を有料道路にするということになるわけでございます。

○田中一君 これは、両県側の方からの希望はどうなつています。

○政府委員(富樫凱一君) 県といたしましては、はっきりした意思表示がないのでございませうけれども、たゞいまどちらを有料道路にした方が適當であるのかという検討をいたしておるわけでございます。その結論によつてきめたいと考えております。

○田中一君 八日市市からの要求なんです。従来ともこういう請願が出た場合に、県側の意思というものをどういう工合に調整してやつておるのです。地元側だけでそういう請願があつた場合には、県を直ちに呼んで、県の意向を聞いて態度をきめるといふことにならなけりやならぬと思ふのです。

が、今の二つの路線をどちらを有料道路にし、どちらを公共事業費でやるに相当地の影響があると思ふのです。で、そういう点の選定の仕方はどういう基準でやつておるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) この件につきましては、数年来問題でございまして、私どもの方もその調整は苦勞をしておつたのでございませうが、いまだに調整がつかないわけでございます。で、たまたま有料道路で、いずれか有利な方をやつたらどうかという意見が参りますので、その点について調査を進めておるわけでありませうが、かりに私の方でどれか一本を有料道路にきめるといふことになりましても、これは地元とよく意見の調整をしなければならぬということでございます。

○委員(中山福蔵君) ほかに御発言はございませうか。いかが取り計らいましょうか。

○田中一君 これはやはり県側と話し合つた上に態度をきめざるを得ないと思ふのです。ここで採択してしまつて、政府の方も意思が決定されてない。地元の両県とも態度が決定しておらぬという場合、政府としてはどういう取り扱い方を希望してゐるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) この請願の御趣旨は、改修をすみやかに完成してもらいたいということでございます。で、有料、無料を問わず、この道路が早く改正されればいいのではないかと解釈されておるわけでございます。そういう意味から申しますと、どちらにいたしましても、この線の改修につきましましては早速に解決したいと考えております。

ますので、(採択と呼ぶ者あり)そういう意味で御解釈願いたいと思ひます。

○田中一君 今道路局長は数年来の懸案だと言つておるのです。だから僕は申し上げておるのですがね、数年来の懸案であつたけれども、三十二年度にはどちらかをどうする、あるいは三十三年度にどうするといふことがはっきりなければ、やはり同じようなことにならざるを得ないのです。突如として現われた請願ならいいのですが、あなたが言つておるうちに、数年来の懸案であつて、解決つかないのだというならば、もう少し明確にはつきりした答弁をしないといふ判断に苦しむわけなんです。三十二年度には必ずその目的を達するよう努力するといふわけなんです。か、それとも三十三年度、三十五年度、どういふことなんでしょう。

○政府委員(富樫凱一君) その点はすみやかに申し上げるはかないのでございませうが、有料道路としての調査が済みますれば、いずれかの結論が出ると思ふわけでありませう。で、有料道路としての調査は本年度実施する予定でございませうので、本年度内には結論が出るようにいたしたいと考えております。

○委員(中山福蔵君) いかが取り計らいましょうか。採択することに御異議ありませんか。

○委員(中山福蔵君) 御異議ないと思ひます。さよう決定いたします。

○委員(中山福蔵君) この際計画局関係の請願が一つ残つておりますので、第六百二十一号を議題に供しま

す。すなわち建設産業の擁護発展に關する請願。

○田中一君 この請願は、第一が公共事業費の増額の点、第二が国土総合開発と国設低廉住宅の建設、第三が建設業の中小業者の育成、第四が無謀競争の防止、第五が官公庁発注工事の予算の適正化、こういう五項目にわたる請願なんです。この各請願に対する政府の見解をまず伺いたいと思ふので

○政府委員(柴田達夫君) 本件の請願の御趣旨は非常に広範にわたつておりまして、建設産業の擁護発展を期することによつて、ひいては従事する労働者の生活権の助長をはかる結果になるといふこととございませうが、非常に広範にわたつておりますが、いずれも建設省のやつております仕事からみましても、この趣旨は適切なものであると考へる次第であります。公共事業費を大幅に増額し、就労対策の強化を推進すること、公共事業費の大幅増額、従つてまたこれが雇用対策の強化になるという点につきましまして、政府もそのような方針に基きまして、できる限りの三十二年度予算を編成いたしておるののでございませうが、この趣旨をますます達成することが必要であること。国土の総合開発を強力に推進すること。同様に建設省が極力これにつとめておる方針に合致するののでございませう。住宅建設を促進し、特に労働者大衆のための低廉住宅の建設を実現すること、これまた住宅対策の非常に重要な点であると思ひます。中小企業救済のため適切な措置をすみやかに実施すること、これも政府が中小企業対策を前進させることが非常に必要であるといふ

点から中小企業団体法といったようなものをこの国会に御提案になつておりますが、建設業関係におきましても、このような関係におきまして、中小企業としての建設業が安定して、進展するといふことが非常に大事であると思ひます。次のダンピングの防止のための法的措置、これもかねて当委員会等におきましても御主張になつておることとございまして、前国会から政府は会計法の改正を国会に提案いたしておりました。継続審議にかつておる次第でございませう。建設省といたしまして、その趣旨に賛成はいたしておるわけとございませう。官公庁発注工事予算の適正化をはかること、これも当然のこととございまして、予算の公正な執行また適正なる工事の執行、このための予算自体を完全なものにしていくこと、いずれも建設省といたしましては、その方針に合致するものであると考へる次第であります。

○田中一君 この際今請願に關連して伺つておきたいのですが、本年度の公共事業費の単価は前年度と比べて何%増額されておるかと。

○政府委員(柴田達夫君) 単価と一口に申しましても、いろいろにまたがらうわけとございませうが、建設資材の値上り等を見込みました単価といたしましては、鋼材におきまして約四〇%を増加いたしておる。セメント関係におきまして二〇%を、価格の状況に應じて減じておる。そういういたしまして、建設関係の營繕等の単価におきましても、ごく若干でございませうけれども、単価の増加をいたしている次第でございませう。それ以外の工事の予算単価等につきましては、それぞれの工

改正するということは、適切でないという見解を持っているわけですが、建設法の一部改正という方法には賛成をいたしかねる見解を持っている次第でございます。

○大河原一吉 先ほどお尋ねしたのは結局こういうことなんです。御承知のように中小企業団体の問題をめぐっては、今日参議院の段階におきましても、社会、自民両院の間において、特に強制加入云々の問題をめぐって話し合ひをしようということになってはいますが、こういう場合にひとり建設産業の方面におきましてはゆるゆる強制加入を、さつき官房長が言ったような強制加入を伴うところのいわゆる中小企業団体の問題をめぐらわかれの国会の方で考えている、これを取り上げてやっていると、これをめぐって建設産業部面から一つののちこわしが出て来るということをお心配したから先ほどお尋ねしたわけなんです。従って、先ほど官房長から強制加入云云ということをお明確に言っておられる。ところが強制加入の問題をめぐっては、今言ったように中小企業団体の法、あるいは今提案している中小企業組織法と突き合して、これを調整しようという話と合はれてはいるが、結論が出ていないのです。そういうなかで、これを簡単にオーケーということではちょっと困難だと思います。私はそういう意味で質問したわけなんです。さらに今後考えますのに、強制加入は即建設産業方面におけるいわゆる一種のカルテル化の方へもおのずから

行く、こういうことにわれわれは考えているわけでありまして。そういう点で御質問したわけですから、この点については明確に態度をきめておいてもらいたいと思うのですが、この点に対してさらに御答弁を願いたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 本件請願の御趣旨は、中小企業救済のため適切な措置をすみやかに実施するというところにあるのでございまして、何も中小企業団体の法を成立させるとは書いてあるわけではございません。ただ、中小企業を救済するということはまことに必要なことだと思ひます。また適切な措置をすみやかに実施するということも適当であると思ひますが、その具体的な方法として中小企業団体の法も国会に出てくることであるとして申し上げたことが悪いので、この請願の御趣旨とは関係がないところであります。また中小企業団体の法の問題にいたしましても、強制加入というのは建設業もその中に入っているかというお尋ねがございまして、全体の強制加入があるという法律でございまして、今、今のところ提案では、従って建設業も同様にそうなるということをお答えを申し上げただけであります。強制加入がある中小企業団体の法が通らなければ中小企業の救済にならないという問題と、この請願の御趣旨は無関係でございまして、お話もございしますので、中小企業団体の法があらうがなからうが、この請願の御趣旨には私は賛成いたします。

○田中一吉 第二の国設低廉住宅の建設ということがあったのですが、あなたはこれに対しても賛成とおっしゃるから、おそろく請願を採択する以上、三十三年度から少くとも公営住宅法というものの方針を案えまして、国が全額出資するところの低廉なる住宅が建設されるものと私は了解いたしましたけれども、この点は速記にはつきり残っておりまして、その点を再度確認していただきたい。

○政府委員(柴田達夫君) 私のちようだいしているのは国設住宅というのを書いてないわけなんです。住宅建設を促進し、特に労働者大衆のため低廉住宅の建設を実現すること、というものである。政府の現在やっております施策の住宅対策におきましても、勤労大衆のための低廉住宅の建設を実現するために、あるいは第二公営住宅の補助金助成でありますとか、あるいは産労住宅に対する公団の住宅の建設でございまして、いろいろやっております。その全体の御趣旨に賛成をいたしておるわけでございます。政府がみずから国設住宅のいうのは、私は承知しないで御答弁申し上げた次第であります。

午後四時二十九分開会

○委員長(中山福藏君) 委員会を再開いたします。

東北開発促進法案を議題に供します。

○田中一吉 昨日の委員会では、経済企画庁に要求しておいた資料は今拝見いたしました。しかしその中に昨日要求しておきましたおきまな会社の名前が出ておりません。従って、政府機関の金融機関等から貸し出されておるこの会社の名前、それから代表者の名前、それから金額、それからその会社の主要な営業品目等をあすまでに調製して資料としてお出し願ひたいのです。昨日申し上げたものうち、その分だけ漏れておりますから、各機関のものをお出し願ひたいと思ひます。東北興業会社のやつは来ておりますけれども、その他の金融機関から出されておるもの、これをお出し願ひたいと思ひます。

○政府委員(植田俊雄君) お配りいたしました開銀の東北七県に対する授融資の問題かと存じます。私どもの手元にあります資料はここに御提示申し上げた通りでございまして、各会社の事業内容、あるいは貸出先ということになりますと、それは金融機関としての問題がございまして、貸出先を銀行としては発表したくないという点もございしますので、その点開銀行とも打ち合はせたいと思ひますけれども、あるいは銀行の方では困るというようないふこともあらうかと思ひますので、その点を一つ御了承願ひたいと存じます。

○田中一吉 そうすると、交渉はするけれども、金融機関で出せないと言ったならば了解してくれと、こういうわけですか。

○政府委員(植田俊雄君) さようでございます。

○田中一吉 私は、一応それらの資料ができてから質疑をいたします。もしも金融機関から出せないと言ふならばこれはやむを得ませんが、ただ、こういう資料を要求するもの、今度この促進法が成立し、同時に特別な金融措置もとられることになっております。それらの資金がどういふ産業に流れていくか、私はそういうものが一部の土地の勢力者のために、われわれが総合開発として希望しないような方面に流れることがあったんじや困ると思ひます。そういう意味において、金融の資金の流れる先を究明したいと思ひます。同時に、おそろく金融機関は出さないかも知れません。しかし、経済企画庁がそこに行つて帳簿を調べますと、大体知られてくれます。あなたの方だけに知られると思ふのです。従って、そのようなものについて資料として出せない場合には、それをお書きにしたい。これは、昨年私は決算委員長をしておりまして、決算委員長が行く場合にはすつかり見せてくれました。しかし、外部には出さぬということ。従って、資料としては委員会に提出しない、しかし、私自身が持つていくことは一向差しつかえないわけなんです。そういう意味において、急速に人間を派して、おまな産業、ことに東北開発にどういふ産業がございませうから、その分に対する融資先というものを漏らしていただきたい。その際には、名前を言わぬでよろしい、金額と

産業別くらいでけっこうですから、金融機関と折衝して、われわれの質問に答えられる範囲のものをあなたが持っているにたいて、そして答弁していただきます。

○政府委員(植田俊雄君) ただいまの点は十分御理解いただきまして、まことに感謝にたえないところでございまして、その点は私十分承知いたしております。従いまして、一つ一つにつきまして、会社ごとの金額までは承知いたしません、現在どういう方向で開銀の資金が東北分について融資されているかということにつきまして、数字まで覚えておるものもございまして、御質問がございまして、あるいは完全にお答えできないものもあるかと存じますけれども、ある程度の準備はいたしておりますことを申し上げたいと思っております。

○田中一君 この点については、明日時間をちやうだいてゆつくり質疑いたします。その資料が出てからいたしますので、今日は質疑は留保しておきます。

○政府委員(植田俊雄君) 私ども直接開発銀行の監督をしているわけでもございせんが、従来とも開銀とも連絡をとっておりまして、可能な限り私の手元に資料を持ち得るようにいたしたいと存じます。

○委員長(中山福蔵君) この東北開発促進法案に關する質疑は後に譲ることになります。

○委員長(中山福蔵君) この際、もとに返って、請願第六百二十一号について質疑を継続したいと思ひます。

まず、先ほど田中君の要求になりましたところの速記の翻訳ができました。つきましては、御参考のために私よりその一部を讀み上げたいと思ひます。

○田中一君 この請願は、第一が公共事業費の増額の点、第二が国土総合開発と国設低廉住宅の建設、第三が建設業の中小業者の育成、第四が無謀競争の防止、第五が官公庁発注工事の予算の適正化、こういう五項目にわたる請願なんです、この各請願に対する政府の見解をまず伺いたいと思ひます。

以上の通りでありますから、この旨皆様方に御報告申し上げます、この旨

○田中一君 速記をとめまして、いろいろ御懇談申し上げたのですが、私が紹介した請願の内容については、そのまゝ政府として認めることになりまして、いろいろの問題をあとに残すという点が感じられるので、速記をとめていただいで御懇談したわけですが、国設住宅というものは、私の考えでは、全額を国が負担してそうして建てるといふものと私は解しております。従つて、現在政府の政策としては、補助住宅いわゆる公営住宅を実施しておる状態から見まして、この速記の後には、官房長はこの全文に対して自分は賛成であるというようないふ表示もされておりますが、それではあとで問題が残る点があるのではなからうかと考えまして、速記を取り寄せて内容の検討したわけですが、むしろ、これに對しては、参議院事務局としても大きな手落ちがあつたことは、先ほど請願課長

もきて述べております。今後とも請願というものは安易な気持ちで扱わず、憲法で保障された、国民が唯一の自分の意思を發表する制度であり、また機会でありますので、今後とも、参議院が要点だけを配付するような印刷物に頼らず、実態を御確認の上、慎重に政府の態度を鮮明することが望ましいと思ひます。懇談中の問題は記録に残っておりませんので、ここで官房長から、請願に対する建設省の態度というものを明らかにしていただいて、今委員長が讀み上げたように、私は、この請願の内容の第二は、国設住宅を対象とした請願であるということをお認めの上、あらためて答弁を望みます。

○政府委員(柴田達夫君) 本請願につきまして、先ほど建設省の御答弁を申し上げたのでございまして、項目中の第三番目の住宅建設の促進につきましては、それが「国設の低廉住宅」ということの御趣旨を、実は熟知いたしまして、ただいま速記をお読み上げになりましたので、これは国設の低廉住宅という御趣旨であるということがわかりましたわけでございます。国設の低廉住宅という点につきましては、住宅建設の促進、勤労者のための低廉住宅の建設を促進するという趣旨には賛成でございますが、国みずからこれをやるということになりますと、これにつきましても、政府といたしましては十分に検討をいたさなければならぬ点がございます。つきまして、そのような趣旨であるということをお承知いたしました上におきましては、この問題につきましても、政府の考え方とい

しまして、なお検討させていただきます。この問題について、先ほど建設省の御答弁を申し上げたのでございまして、項目中の第三番目の住宅建設の促進につきましては、それが「国設の低廉住宅」ということの御趣旨を、実は熟知いたしまして、ただいま速記をお読み上げになりましたので、これは国設の低廉住宅という御趣旨であるということがわかりましたわけでございます。国設の低廉住宅という点につきましては、住宅建設の促進、勤労者のための低廉住宅の建設を促進するという趣旨には賛成でございますが、国みずからこれをやるということになりますと、これにつきましても、政府といたしましては十分に検討をいたさなければならぬ点がございます。つきまして、そのような趣旨であるということをお承知いたしました上におきましては、この問題につきましても、政府の考え方とい

は、私どもその通りに休しております。請願につきましては、十分趣旨を熟知いたしまして、慎重な取扱いをいたすように、今後ますます研究いたしたいと考える次第であります。

○委員長(中山福蔵君) 他に御発言がなければ、本件はいかが取り計らいましょうか。

○田中一君 官房長に伺うのですが、ね、国設部分を除いてはいいいわけですね。

○政府委員(柴田達夫君) 先ほどお答え申し上げましたように、現在でも第二種等の公営住宅についての補助、こういう政策その他はやっておりまして、国設以外の分については、勤労者のために住宅建設を促進するということが、これは差しつかえないと考えております。

○田中一君 ではこれは一括されて議題になっておりますから、保留することを望みます。

○委員長(中山福蔵君) ただいま田中君の言われた通り、これを保留することには御異議ありませんか。

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないことを認め、よつてさよう決定いたしました。

○委員長(中山福蔵君) 次に道路局関係の請願第五百五十六号を議題に供します。

○専門員(武井篤君) この請願は、別府から国立公園区域の景観地湯布院、九重、阿蘇を経て熊本に至る路線、さらに遠く雲仙、長崎港まで通ずる九州一の横断道路を有料道路でもって作つてくれと、そうしてなるべく早くやつ

は、私どもその通りに休しております。請願につきましては、十分趣旨を熟知いたしまして、慎重な取扱いをいたすように、今後ますます研究いたしたいと考える次第であります。

○委員長(中山福蔵君) 他に御発言がなければ、本件はいかが取り計らいましょうか。

○田中一君 官房長に伺うのですが、ね、国設部分を除いてはいいいわけですね。

○政府委員(柴田達夫君) 先ほどお答え申し上げましたように、現在でも第二種等の公営住宅についての補助、こういう政策その他はやっておりまして、国設以外の分については、勤労者のために住宅建設を促進するということが、これは差しつかえないと考えております。

○田中一君 ではこれは一括されて議題になっておりますから、保留することを望みます。

てくれ、こういう趣意でございます。
○委員長(中山福蔵君) 政府の御意見を承わりたいと存じます。

○政府委員(富樫凱一君) この請願にありますが、道路につきましても、公共事業費をもちまして年々継続施行中でございます。ただ請願に言われておりますような有料道路として実現をはかりたいということでございますが、この道路につきましても、公共事業費も入れて、また有料道路として適当なところは、有料道路としてとるというように計画いたしているわけでございまして、全線を有料道路として実施する計画はございません。

○委員長(中山福蔵君) 御質疑のおありの方は順次御発言願います。
これはちょっとお伺いしますが、政府としてはこれは賛成ですか。

○政府委員(富樫凱一君) これもこの文書によりますと、有料道路として実現をはかりたいと、こうあるわけでありまして、私どもとしては、公共事業費を入れて今実施いたしているものであります。将来一部有料部分も出て、重点を置いて整備しようという道路でございます。

○田中一君 ちょっと速記を……
○委員長(中山福蔵君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) 速記を始め
本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十五分散会

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、公営住宅法の一部を改正する法律案(田中一君外二名発議)
一、住宅公社法(田中一君外二名発議)

公営住宅法の一部を改正する法律案
公営住宅法の一部を改正する法律案

公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十条」を「第二十九条」に改める。

第一条中「住宅に困窮する低額所得者」を「住宅に困窮する者」に改める。
第二条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。

第三条中「低額所得者の」を削る。
第五条第二項中「するよう」に努めなければならない。を「行わなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

4 事業主体は、床面積を異にする数種の公営住宅を建設するよう努めなければならない。
5 公営住宅又は共同施設と公営住宅及び共同施設以外のものをあわせて一の建築物として建設することが土地の合理的利用及び災害の防止に寄与すると認められる場合においては、事業主体は、当該建築物の一部として公営住宅の建設又は共同施設の建設をするよう努めなければならない。

第七条第一項中「公営住宅の建設」の下に「又は共同施設の建設」を加

え、「第一種公営住宅の建設についてはその費用の二分の一、第二種公営住宅の建設についてはその費用の三分の二をその費用の十分の七」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第八条第一項本文中「住宅に居住していた低額所得者」を「住宅に居住していた者」に、「第二種公営住宅」を「公営住宅」に、「三分の二」を「十分の七」に改め、同条第二項中「第七條第一項及び第二項の規定による補助率の区分に従い」を削り、「費用」を「費用の十分の七」に改め、同条第三項中「第七條第三項」を「前条第二項」に改める。

第十一条中「及び第十二條に規定する公営住宅の建設に要する費用の償却の条件」を削る。
第十二條の見出しを「家賃」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項を次のように改める。

公営住宅の家賃の額は、政令で定めるところにより算出した入居者及びその同居の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下第十八條第二項及び第三項において同じ)の月収の合計額に百分の十を基準として事業主体が条例で定める割合を乗じて得た額とする。
第十三條を削り、第十三條の二の見出しを「家賃の減免等」に改め、同条中「家賃又は敷金の徴収を猶予す

ることが出来る。」を「家賃を減免し、又は家賃若しくは敷金の徴収を猶予することが出来る。」に改め、同条を第十三條とする。
第十四條ただし書中「三月分の家賃に相当する金額」を「入居者がその公営住宅に最初に入居するときににおける三月分の家賃に相当する金額」に改める。
第十七條第二号本文中「毎月政令で定める基準の収入のある者」を「政令で定めるところにより算出した月収の額が政令で定める額以下の者」に改める。
第十八條を次のように改める。

(入居者の選定等)
第十八條 事業主体の長は、第十六條の規定により応募した者のうち、前条各号の条件を具備する者を、政令で定めるところにより、あらかじめ登録しなければならない。事業主体の長は、前項の規定により登録されている者のうちから、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その者の住宅の困窮度、その者と同居する親族の員数及び当該公営住宅の床面積並びにこれらの者の通勤等の利便を考慮して、公営住宅の入居者を選定しなければならない。

3 事業主体の長は、公営住宅の入居者及びその同居の親族の員数に増減があつた場合は、増減後の員数に應ずる床面積を有する他の公営住宅に、当該入居者を移転させるように努めなければならない。
第十九條第一項及び第二十條(見出しを含む)中「選考方法」を「選定方法」に改める。

第二十四條を削り、第二十四條の二を第二十四條とする。
第三十條を削る。
附則第三項各号列記以外の部分中「左の各号に掲げるところにより、第一種公営住宅又は第二種公営住宅とみなして、」を「公営住宅とみなして、」及び「第七條」を「第七條、第十二條及び第十四條但書」に改め、同項第一号及び第二号を削る。
附則第四項を次のように改める。

4 削除
附則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 この法律施行の際現に事業主体が管理している公営住宅(公営住宅法附則第三項の規定により公営住宅とみなされる住宅を含む。以下第五項までにおいて同じ)の家賃又は敷金に關しては、この法律による改正後の公営住宅法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律施行前にこの法律による改正前の公営住宅法第二十四條第一項の規定により事業主体が建設大臣の承認を得て譲渡すべきものと決定した公営住宅又は共同施設の処分については、なお従前の例による。
4 第二項に規定する公営住宅の入居者から徴収すべき家賃の額が、当該公営住宅についてこの法律による改正後の公営住宅法第十二條の規定の適用があるとするればその者から徴収すべき家賃の額に相当する額をこえるときは、同項の規定にかかわらず、事業主体は、当

七

該家賃の額に相当する額まで当該入居者から徴収すべき家賃の額を減額しなければならない。

5 国は、当分の間、事業主体に対し、事業主体が前項の規定により公営住宅の家賃の額を減額したことに生じた収入の不足額に相当する額を補助することができ

6 前項の規定により補助すべき額の算定基準その他同項の補助に關し必要な事項は、政令で定める。

7 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項各号列記以外の部分中「公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第四号に規定する第二種公営住宅で」を削り、「公営住宅法第七條第三項」を「公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第七條第二項」に改める。

住宅公社法案

目次

第一章 總則（第一条―第八条）	第二章 經營委員會（第九条―第十八条）	第三章 役員及び職員（第十九条―第二十九条）	第四章 分譲住宅建設五箇年計画（第三十条・第三十一条）	第五章 業務（第三十二条―第五十条）	第六章 財務及び會計（第五十一条―第六十四条）	第七章 監督（第六十五条・第六十六条）
-----------------	---------------------	------------------------	-----------------------------	--------------------	-------------------------	---------------------

十六條）
第八章 雜則（第六十七條―第七十二條）
第九章 罰則（第七十三條―第七十五條）

附則

第一章 總則

（目的）

第一条 住宅公社は、國民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る耐火性能を有する住宅を建設し、これを住宅に困窮する者に適正な価格及び長期割賦支払の方法により譲り渡すことにより、國民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「住宅」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 共同住宅内のもつばら各居住者の居住の用に供する部分
- 二 共同住宅以外の家屋又はその部分でもつばら各居住者の居住の用に供するもの

2 この法律において「住宅等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 前項第一号の住宅について、当該住宅及びこれに應ずる共用部分の持分
- 二 前項第二号の住宅で当該住宅相互の間に共用部分を有するものについて、当該住宅及びこれに應ずる共用部分の持分
- 三 前項第二号の住宅で前号に掲げるもの以外のものについて、当該住宅

3 この法律において「共同住宅等」とは共同住宅及び共同住宅以外の家屋で人の居住の用に供するものをいう。

4 この法律において「共同施設」とは、児童遊園、共同浴場、集会所その他住宅公社（以下「公社」という。）が譲り渡す住宅に居住する者の共同の福祉のために必要な施設で政令で定めるものをいう。

（法人格）

第三条 公社は、法人とする。

（事務所）

第四条 公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公社は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第五条 公社の資本金は、公社成立の日の前日における日本住宅公団の資本金（地方公共団体の出資に係る金額を除く。）及び同日における住宅金融公庫の資本金の合計額に相当する額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内で、公社に追加して出資することができる。

（登記）

第六条 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七条 公社でない者は、住宅公社

という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（法人に關する規定の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、公社に準用する。

第二章 經營委員會

（設置）

第九条 公社に、經營委員會を置く。

（権限）

第十条 次に掲げる事項は、經營委員會の議決を経なければならない。

- 一 業務方法書
- 二 予算、事業計画及び資金計画
- 三 決算
- 四 長期借入金及び短期借入金の借入並びに住宅債券の発行
- 五 長期借入金及び住宅債券の償還計画
- 六 その他他經營委員會が特に必要と認めた事項

（組織）

第十一条 經營委員會は、委員五人及び職務上当然就任する特別委員（以下「特別委員」という。）二人をもつて組織する。

2 經營委員會に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、經營委員會の会務を總理する。

4 經營委員會は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十二条 委員は、建設大臣が任命

する。

（委員の任期）

第十三条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再選されることができ

（委員の欠格事項）

第十四条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 國務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員
- 二 政党的役員
- 三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公社と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。）
- 四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。）
- 五 公社の役員又は職員

（委員の解任）

第十五条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するに至つたときその他委員が委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

第十六条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)

第十七条 経営委員は、委員長又は第十一條第四項に規定する委員長を代理する者及び三人以上の委員又は特別委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 経営委員会は、理事又は公社の職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(委員の公務員たる性質)

第十八条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十九条 公社に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事十人及び監事二人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十条 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公社を代表し、総裁を輔佐して公社の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代

理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 総裁及び副総裁は、第十一條第一項に規定する経営委員会の特別委員とする。

4 理事は、総裁が定めるところにより、公社を代表し、総裁及び副総裁を輔佐して公社の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、公社の業務を監査する。

(役員の任命)

第二十一条 総裁、副総裁及び監事は、建設大臣が任命する。

2 理事は、総裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第二十二条 役員の任期は、四年とする。ただし、最初の任命に係る理事のうち五人の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができない。

3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。

4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格事項)

第二十三条 第十四條第一号から第四号までの一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十四条 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十四條第一号から第四号までの一に該当するときは、その任命に係る役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十四條第一号から第四号までの一に該当するときは、その任命に係る役員を解任しなければならない。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第二十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十六条 公社と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合において、監事が公社を代表する。

に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十五條第二項各号の一に該当するときその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第二十七条 総裁、副総裁及び理事は、公社の職員のうちから、公社の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(代理人の選任)

第二十八条 公社の職員は、総裁が任命する。

(職員の任命)

第二十九条 第十八條の規定は、役員及び職員について準用する。

(準用規定)

第三十条 建設大臣は、第一條の目的を達成するため、建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)第十條に規定する住宅対策審議会の意見を聞き、昭和三十一年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中に公社が行うべき共同住宅等及び共同施設の建設に關する計画(以下「分譲住宅建設五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により閣議の決定を経た分譲住宅建設五箇年計画の大綱を国会に提出して、その承認を求めなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による国会の承認があつたときは、直ちに分譲住宅建設五箇年計画を公社の総裁に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 建設大臣は、都道府県知事に対し、第一項に規定する分譲住宅建設五箇年計画の案を作成するため必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

(資金の確保)

第三十一条 政府は、公社が分譲住宅建設五箇年計画を実施するために要する経費について、国の財政の許す範囲内において、必要な資金の確保を図らなければならない。

第五章 業務

(業務の範囲)

第三十二条 公社は、第一條の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 共同住宅等の建設を行うこと。

二 住宅等の譲渡を行うこと。

的を達成するため、建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)第十條に規定する住宅対策審議会の意見を聞き、昭和三十一年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中に公社が行うべき共同住宅等及び共同施設の建設に關する計画(以下「分譲住宅建設五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により閣議の決定を経た分譲住宅建設五箇年計画の大綱を国会に提出して、その承認を求めなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による国会の承認があつたときは、直ちに分譲住宅建設五箇年計画を公社の総裁に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 建設大臣は、都道府県知事に対し、第一項に規定する分譲住宅建設五箇年計画の案を作成するため必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

(資金の確保)

第三十一条 政府は、公社が分譲住宅建設五箇年計画を実施するために要する経費について、国の財政の許す範囲内において、必要な資金の確保を図らなければならない。

第五章 業務

(業務の範囲)

第三十二条 公社は、第一條の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 共同住宅等の建設を行うこと。

二 住宅等の譲渡を行うこと。

三 共同施設の建設及び管理を行うこと。

四 共同住宅等及び共同施設の建設に必要な土地及び借地権の取得を行うこと。

五 公社が譲り渡した住宅等の敷地たる土地の賃貸を行うこと。

六 共同住宅等に関する調査及び研究を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定するもののほか、公社は、共同住宅又は共同施設並びに共同住宅及び共同施設以外のものをあわせて一の建築物として建設することが土地の合理的利用及び災害の防止に寄与する場合においては、委託により、当該共同住宅及び共同施設以外のものの建設に關する業務を行うことができる。

(共同住宅等の建設基準等)

第三十三条 公社は、共同住宅を建設しなければならない。ただし、敷地その他の事情によりやむを得ない場合は、第二條第三項に規定する共同住宅以外の家屋を建設することができる。

2 公社が建設する共同住宅は、地上階数四以上を有するものでなければならない。ただし、前条第二項に規定する建築物の一部として建設される場合及び敷地その他の事情によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 公社が建設する共同住宅等は、その主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第二十五條に規定するものをいう。)が耐

火構造（同法同条第七号に規定するものをいう。）のものでなければならぬ。

4 公社が建設する共同住宅等は、安全上、衛生上及び耐久上必要な規模、構造及び設備を有するものでなければならない。

5 公社が建設する住宅の床面積は、六十七平方メートルをこえてはならない。

6 公社が建設する住宅には、公社は、間仕切壁及び畳、建具その他の造作で政令で定めるものを設けてはならない。

7 公社が前条第二項の規定により建設することができる建築物は、地上階敷三以上を有するものでなければならず、かつ、当該建築物内の共同住宅及び共同施設以外の部分の床面積が共同住宅及び共同施設の部分の床面積をこえるものであつてはならない。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。

8 公社が建設する共同住宅等の構造について必要な技術的事項は、建設省令で定める。

（共同施設）

第三十四条 公社は、一団の土地に五十戸以上の住宅を建設する場合においては、これにあわせて必要な共同施設の建設を行わなければならない。

2 公社は、適切な能力を有すると認められる者に対し、共同施設の経営を委託することができる。

3 公社は、共同施設の使用に関し適正な使用料を徴収することができる。

（敷地の選定基準）

第三十五条 公社は、その建設する共同住宅等の敷地については、安全上及び衛生上良好な土地であるとともに、当該住宅に居住する者が健康で文化的な生活を営むに足る環境を有する土地であるようにその位置を選定しなければならない。

（住宅等の譲渡等）

第三十六条 公社は、その建設する住宅等を、自ら居住するために住宅を必要とする者に対し、譲り渡さなければならない。

2 公社は、前項の規定により住宅等を譲り渡す場合には、これにあわせて同項に規定する者に対し当該住宅等の敷地たる土地を賃貸しなければならない。

（住宅等を譲り受けるべき者の公募）

第三十七条 公社は、住宅等の所在、規模及び構造並びに譲渡の対価、住宅等を譲り受けるべき者の資格その他住宅等の譲渡に関し必要な事項を公示して、住宅等を譲り受けるべき者を公募しなければならない。

（住宅等を譲り受けるべき者の選定）

第三十八条 公社は、住宅等を譲り渡す場合において、住宅等の譲受の申込をした者の数が譲り渡すべき住宅等の数をこえるときは、その申込をした者の住宅を必要とする理由を十分に審査して、住宅等を譲り受けるべき者を公正に選定しなければならない。

（住宅等の所有権の移転）

第三十九条 公社が前条の規定により選定された者と住宅等の譲渡契約を締結したときは、その日において、当該住宅等の所有権は、その者に移転する。

2 公社は、前項の住宅等の譲渡契約を締結する場合には、当該住宅等の対価につき公社が有する債権を担保させるため、当該住宅等の上に抵当権を設定せなければならない。

（住宅等の対価等）

第四十条 公社が譲り渡す住宅等の対価は、当該住宅等の建設費を基準として算出した額とする。

2 公社が賃貸する土地の賃貸料は、近傍類似地の賃貸料を参照して算出した額とする。

3 第一項の建設費の範囲並びに同項の対価及び前項の賃貸料の算出方法は、政令で定める。

（対価の支払方法）

第四十一条 住宅等の対価の支払は、支払期間十年以上三十五年以内、年利五分五厘の制賦支払の方法によるものとする。

2 公社から住宅等を譲り受けた者（その者から第四十七条の規定により当該住宅等及び土地についての権利義務を承継した者を含む。）（以下「譲受人」という。）は、第三十九条第一項の規定による当該住宅等の譲渡契約が成立した日から十年を経過した日以後においては、いつでも住宅等の対価の残額の全部又は一部の支払をすることができ。

（契約の解除）

第四十二条 公社は、譲受人が次の

各号の一に該当する場合においては、住宅等の対価の支払が完了するまでの間、当該住宅等の譲渡契約及び当該土地の賃貸借契約を解除することができる。

一 譲受人が六箇月以上制賦金の支払をしなかつたとき、又は正当な理由がなくて制賦金の支払を怠つたと認められるとき。

二 譲受人が六箇月以上土地の賃借料の支払をしなかつたとき、又は正当な理由がなくて土地の賃借料の支払を怠つたと認められるとき。

三 譲受人が不正の方法により当該住宅等の譲渡契約及び当該土地の賃貸借契約を締結したとき。

四 譲受人が当該住宅を居住の目的以外の目的に供したとき。

五 譲受人が不正の方法によつて第四十六条第一項の公社の承認を受けたとき。

六 前各号に掲げるもののほか、譲受人が正当な理由がなくて当該住宅等の譲渡契約又は当該土地の賃貸借契約の条項に違反したとき。

（解除の効果）

第四十三条 公社が前条の規定により住宅等の譲渡契約を解除したときは、公社はその時までに譲受人が住宅等の対価として支払つた額に相当する金額を返還し、譲受人は住宅等を原状を回復して返還しなければならない。ただし、正当な第三者の権利を害することができない。

2 公社は、前条の規定により住宅

等の譲渡契約を解除した場合においては、譲渡契約の成立の日よりその解除の日に至るまでの期間における当該住宅等の使用料を徴収することができる。

3 前項の使用料の算出方法は、政令で定める。

（一時支払の請求）

第四十四条 公社は、譲受人が第四十二条各号の一に該当する場合においては、第四十一条第一項の規定にかかわらず、いつでも住宅等の対価の残額の一時支払を請求することができる。

（譲渡又は賃貸の条件の変更等）

第四十五条 災害その他特殊の理由により、譲受人が制賦金又は賃借料の支払を行うことが著しく困難となつた場合においては、公社は、住宅等の譲渡若しくは土地の賃貸の条件の変更又は延滞賃貸料（その利息を含む。）の支払方法の変更をすることができる。

（住宅等についての権利の設定又は移転の制限）

第四十六条 公社が譲受人に譲り渡した住宅等又は公社が譲受人に賃貸した土地において、住宅等の対価の支払の完了前において、所有権を移転し、又は質権、抵当権若しくは賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転しようとする場合においては、当事者は、公社の承認を受けなければならない。ただし、建設省令で定める場合においては、この限りでない。

2 前項の承認を受けないでした行為は、その効力を生じない。

(譲受人の権利義務の承継)

第四十七条 前条第一項の規定による公社の承認を受けて住宅等の所有権及び土地の賃借権を譲り受けた者は、その譲受の日において、当該住宅等及び土地について公社に対する譲受人の権利義務を承継する。

(業務の委託)

第四十八条 公社は、建設大臣の認可を受けて、地方公共団体に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 公社は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合において、当該業務の委託を受ける地方公共団体(以下「受託者」という。)に対し、委託業務に関する準則を示さなければならない。

3 公社は、第一項の規定により業務を委託した場合においては、受託者に対し、建設大臣の認可を受けて定めた額の手数料を支払わなければならない。

4 公社は、必要があると認める場合においては、受託者に対し、当該委託業務の処理について報告をさせ、又は役員若しくは職員をして当該委託業務について必要な調査をさせることができる。

(業務方法書)

第四十九条 公社は、業務開始の際、業務方法書を定め、これを建設大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、共同住宅等及び共同施設の建設基準、共同

同住宅等の敷地の選定基準、住宅等を譲り受けるべき者の公募方法及び選定基準、住宅等の譲渡及び土地の賃賃の条件並びにその変更、住宅等の対価及び土地の賃賃料並びにその支払方法及びその変更、譲り渡した住宅等及び賃賃した土地についての権利の設定及び移転、共同施設の経営方法、委託業務に関する準則、受託業務に関する準則その他公社の業務に関し建設省令で定める必要な事項を記載しなければならない。

第五十条 公社は、毎事業年度、業務報告書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に建設大臣に提出しなければならない。

(業務報告書)

2 建設大臣は、前項の規定により業務報告書の提出を受けたときは、これに意見を附し、内閣を経て国会に報告しなければならない。

3 第一項に規定する業務報告書の記載事項は、建設省令で定める。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第五十一条 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算の認可等)

第五十二条 公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

認可に係る資金計画を遅滞なく会計検査院に提出しなければならない。

第五十三条 公社は、毎事業年度の決算を翌年度六月三十日まで完了結しなければならない。

(決算)

第五十四条 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条及び次条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後一箇月以内に建設大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定により建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく当該財務諸表を公告しなければならない。

第五十五条 公社は、毎事業年度、予算の区分にしたがいその実施の結果を明らかにした説明書を作成し、前条第一項の規定により建設大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく建設大臣に提出しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により説明書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

(内閣)

3 内閣は、前項の規定により送付を受けた説明書及び財務諸表を会計検査院の検査を経て国会に報告しなければならない。

4 第一項に規定する説明書の記載事項は、建設省令で定める。

(利益及び損失の処理)

第五十六条

公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、前項に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による短期借入金とは、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定により公社が発行する住宅債券の債権者は、公社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

第五十七条

公社は、建設大臣の認可を受けて、住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社については、商

法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定を準用する。

(政府からの貸付等)

第五十八条 政府は、公社に対し、長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は住宅債券の引受をすることができる。

(債務保証)

第五十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公社の債務について、保証契約をすることができる。

(償還計画)

第六十条 公社は、毎事業年度、長期借入金及び住宅債券の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第六十一条 公社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

は、会計検査院が検査する。

(建設省令への委任)

第六十四条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公社の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第七章 監督

(監督)

第六十五条 公社は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公社に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第六十六条 建設大臣は、必要があると認めるときは、公社若しくは受託者たる地方公共団体に対して報告をさせ、又はその職員をして公社若しくは受託者たる地方公共団体の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者たる地方公共団体に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第八章 雑則

(解散)

第六十七条 公社の解散については、別に法律で定める。

(恩給)

第六十八条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定

する公務員(以下この条において「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下この条において「公務員とみなされる者」という。)が引き続き公社の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)以下「法律第七十七号」という。附則第十條の規定の適用については、法律第七十七号附則第十條第一項中「引き続き公社員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのは、「引き続き公社員若しくは公務員とみなされる者又は住宅公社の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十條の規定を適用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を適用するものとする。

3 公社の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公社の役員又は職員となり、更に引き続き公社員又は公務員とみなされる者となつたとき(公社の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公社員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公社の役員又は職員となり、更に引き続き公社員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給付すべき普通恩給については、当該公社の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者として在職月数に算入する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を適用するときを含む。)及び前項の規定は、公社の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数が普通恩給についての最短期間年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四條ノ二の規定の適用又は準用については、公社の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第六十九条 公社は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を適用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける公社の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払にあつては、金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)

第七十條 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第五十二條第一項、第五十七條第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第六十條の規定による認可をしようとするとき。
二 第五十四條第一項及び第六十二條の規定による承認をしようとするとき。

とするとき。
三 第六十四條の規定により建設省令を定めようとするとき。
(他の法令の準用)

第七十一條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(実施規定)

第七十二條 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第七十三條 公社が第六十六條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした公社の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第七十四條 次の場合においては、その違反行為をした公社の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により建設大臣の認可を受け、又は承認を得なければならない場合において、その認可を受けず、又は承認を得なかつたとき。
二 第六條第一項及びこれに基づく政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。
三 第三十二條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第三十七條又は第三十八條の規定に違反して、公募しないであつたとき。

一、道路整備十箇年計画実施に伴う

べき者を選定したとき。
五 第四十條の規定により算出される額をこえて住宅等の対価又は土地の賃貸料の額を契約し、又は受領したとき。

六 第六十一條の規定に違反して、業務上の余剰金を運用したとき。
七 第六十五條第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十五條 第七條の規定に違反して、住宅公社という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本住宅公団及び住宅金融公庫を公社に改組するための手続、日本住宅公団及び住宅金融公庫から公社への財産及び職員の引継その他この法律施行のため必要な事項は、別に法律又は政令で定める。

3 第七條の規定は、この法律施行の際現に住宅公社又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行の日から六箇月を限り、適用しない。

五月十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国道一六二号線改良工事施行に関する請願(第二〇〇七号)
一、瀬戸内海沿岸地帯の地盤変動対策事業促進に関する請願(第二〇三五号)
一、じやり道補修費国庫補助に関する請願(第二〇三六号)

財源配分の請願(第二〇三七号)

一、二級国道八戸仙台線中一部改良工事施行に関する請願(第二二〇四号)

第二二〇七号 昭和三十三年五月七日受理

請願者 京都府北桑田郡美山町 長 佐野健太郎外十三名

紹介議員 井上 清一君

福井県若狭地方と京阪地方を結ぶ国道一六二号線は、所々に幅員狭少な所や、急曲折の所があつて、大型車の通行が困難であるばかりでなく、最近の通行車両の増加に伴い、路面の損傷がはなはだしく、交通運輸上の支障はもとより、危険すら感じている実情であるから、

(一)全線の幅員を統一し、狭あいなる所は早急に拡張すること、(二)特に京都市の出入口たる西大路白梅町から宇多野に至る区間の幅員は十二メートル以上に拡張すること、(三)急曲折、急こう配の所は根本的に改修すること、(四)京都・鶴ヶ岡間・奥名田・小浜間の舗装計画を樹立し、十箇年を期して完成すること等国道一六二号線の改良工事施行の実現を図られたいとの請願。

第二二〇三五号 昭和三十三年五月七日受理

請願者 岡山県議会議長 浅越 和夫

紹介議員 島村 軍次君

瀬戸内海沿岸地帯を主とする中国、四国、近畿各府県においては、昭和二十一年十二月の南海地震以降地塊の変動をひき起し、連年高潮による海岸堤、農耕地、宅地等にじん大な被害を及ぼしているため、昭和二十六年以来国庫補助によつてこれが対策事業を進めて

いるが、その進行度は現在第一期工事の六割前後であり、さらに第二期工事と同事業量に相当する第二期事業を必要とする実情であるから、すみやかに第一期工事の完遂を期するとともに第二期事業に対する予算措置を講ぜられたいとの請願。

第二二〇三六号 昭和三十三年五月七日受理

請願者 岡山県議会議長 浅越 和夫

紹介議員 島村 軍次君

道路の整備は肝要な施策で国ならびに地方では着々と整備補修が行われているが、近頃自動車数は急に増加しそのために路面は著しく損傷している。特にじやり道ではその耐力ははるかに交通量におよばない現状である。ところが地方における道路延長の九〇パーセント余を占めるじやり道は交通の基幹であり、地方の産業経済の発展に主な役割を果しているものであるから、じやり道補修のため舗装道と同様に国庫補助せられたいとの請願。

第二二〇三七号 昭和三十三年五月七日受理

請願者 岡山県議会議長 浅越 和夫

昭和三十三年度から計画実施の道路整備十箇年計画は後進県の産業経済の発展と文化の向上に寄与するところ大であるが、この計画実施のため地方負担も多額になつて地方財政は極度に窮迫している現状であり、特に弱小県ではその財源の確保が先決問題である。道路整備十箇年計画実施に伴う財源として特定の税収入(揮発油税等)を見込む計画のようであるが、その配分については弱小県の特長性を配慮し特別の処置を講ぜられたいとの請願。

第二二〇四号 昭和三十三年五月十日受理

請願者 岩手県気仙郡三陸村 長 野々村善二郎外三名

紹介議員 千田 正君

二級国道八戸仙台線は昭和二十八年五月十八日国道指定をうけたが、それから局部改良工事のほかはみるべき補修も行われていない。この国道は三陸地方の山林水産資源の輸送道であり、また冬期は積雪少いため戦後の物資輸送交通の激増に伴い路面がはなはだしく荒廃し、唯一の交通路としての本来の使命が達成されない現状なので、国道一一号路線八戸仙台線のうちとてあえず大船渡、釜石間をすみやかに整備改良せられたいとの請願。

昭和三十一年五月二十二日印刷

昭和三十一年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局